

第 8 回 野洲駅周辺地区整備検討委員会 ～議事概要～

日時：平成 24 年 8 月 8 日（水） 10：00 ～ 12：00

場所：中主防災コミュニティーセンター2階 研修室

■議事次第

1. 開会	
2. あいさつ	
3. 議事	
1. 野洲駅北口駅前広場整備について	1) 野洲駅北口駅前広場整備計画（案） 2) 実施設計方針の確認
4. その他	
5. 閉会	

■参加者

	氏 名	所 属 等	備 考
委員	森川 稔	滋賀県立大学特任准教授	(委員長)
	坂口 重良	野洲市観光物産協会	(副委員長)
	永田 征二	野洲学区自治連合会	
	岩井 初男	北野学区自治連合会	
	岩井 實	中里学区自治連合会	欠席
	大堀 義治	駅前自治会	
	伏西 真奈	駅前北自治会	
	田中 康嗣	駅前北自治会	
	橋本 秀樹	駅前北自治会	欠席
	山本 勇作	野洲市老人クラブ連合会	
	河副 健一	野洲市障害者関係団体連絡協議会	
	田元 純子	野洲市女性団体連絡協議会	
	梅景 俊之	野洲市商工会	欠席
	喜多 良知	迷惑二輪・四輪をなくそう推進委員会	欠席
	北脇 晴彦	一般社団法人 野洲市給与所得者の会	
	松家 昌雄	守山警察署交通課	
	山下 將	滋賀県南部土木事務所道路計画課	
	荒木 治	西日本旅客鉄道株式会社	
	立川 敬一	近江鉄道株式会社	
	隠岐 公史	滋賀バス株式会社	代理小泉氏
中村 敏敬	光タクシー株式会社		
久田 良夫	近江タクシー株式会社		
木下 善広	野洲小学校	欠席	
事務局	野洲市都市建設部都市計画課		
	株式会社エイト日本技術開発		

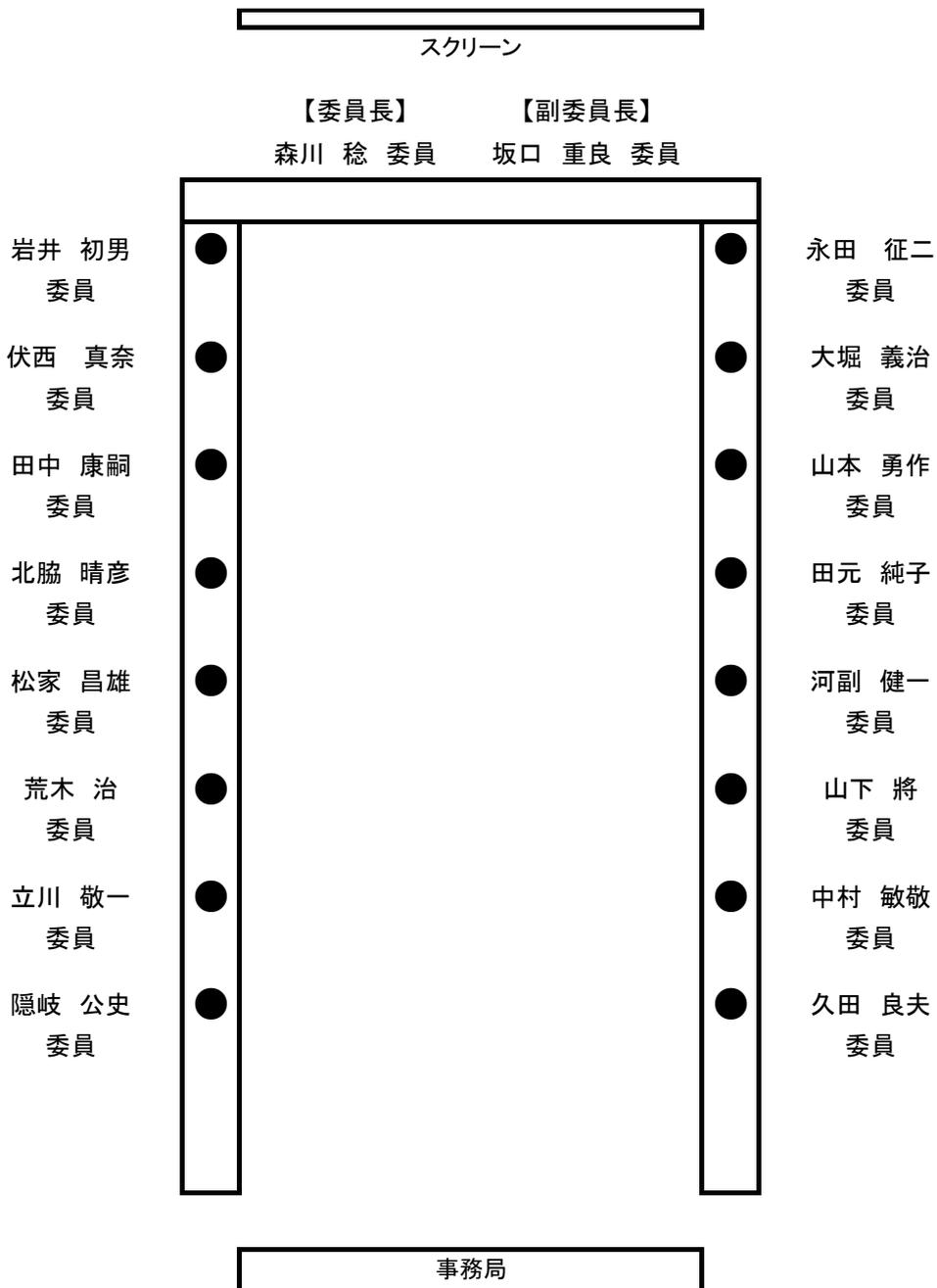


図. 第8回野洲駅周辺地区整備検討委員会 座席表



写真. 委員会風景

■議事概要

委員による意見交換 (野洲駅北口駅前広場整備計画(案)について)

- ・ P.7 西側の一般車乗降スペースにはシェルターができないということであったが、もう一度説明いただきたい。
- ・ 西側の一般車乗降スペースはカーブであることから、4台計上されているが、実際には2台程度しか停められないのではないか。
- ・ 一般車乗降スペースが駅から遠くなっても、シェルターがあれば使いやすくなり、より利用してもらえるようになるのではないかとということで、無理してでもつくって欲しいと思ったが、技術的にできないということか。

(委員)

- ・ 西側店舗前の一般車乗降スペースにシェルターを設置するとなると、柱等の関係で歩道の基本幅員 3.5m を確保できなくなる。歩道幅員 4.0m を確保できる場所については、シェルターを設置する方針としている。また、区画内道路と西側店舗駐車場への進入路部分で屋根の高さを 4.5m 以上(建築限界の確保)とする必要があり、屋根形状の連続性やコスト面、優先度を考慮して設置しない方針とした。
- ・ 一般車両の軌跡図により検討して、4台の停車が可能である。
- ・ 歩道幅員が十分確保できる場所に置いては、修景や待合い機能に配慮した整備を行うことも可能であり、検討を進めたいと考えている。

(事務局)

- ・ タクシープールの台数を 12 台から 11 台に減らしたのは、単に多すぎるとの意見によるものか、従来から構内待機台数が決まっていると思うが、簡単に 1 台減らしてよいものなのか。
- ・ パチンコ店の前の一般車乗降スペースには、マイクロバスや観光バスも停めるのか、考え方を説明願いたい。

(委員)

- ・ タクシープールの台数については、当初は現状の 12 台を確保したいと考えていたが、待機場所からの一般車両の出入りの安全性を確保するために 1 台減らさなければならなくなった。また、駅前自治会の説明会においても、現実にはそんなにタクシーが待機しているわけではないということを確認している。さらに、タクシー会社にも協力していただくよう協議している。
- ・ パチンコ店の前の一般車乗降スペースには、マイクロバスや会社の送迎バス等が停めていただけると考えている。マイクロバス等が停車していても、一般車の待機所からの出庫は可能である。

(事務局)

- ・ 一般車待機所(6台)の使い方はどうするのかお聞きしたい。待機所は運転手が車から離れてはダメなのかどうか、などのルールを一般の人にどう指導するのか、どう知らせていくのか。
- ・ エレベーターに自転車を乗せ、北口と南口を行き来することが可能か。
- ・ 右上の道路の矢印を見ると、左折のみの一方通行になっているように思えるが、確認したい。

(委員)

(次項へ続く)

委員による意見交換 (野洲駅北口駅前広場整備計画(案)について)

- ・待機所の使い方は、一般車乗降スペースが混む場合や早めに来られた車に使用していただく方針である。運転手は乗車したまま待機していただき、迎えの方が来られたら一般乗降スペースに進んでいただくということを考えている。利用方法について、どう周知していくかが今後の課題で対策を考えていきたい。
- ・エレベーターは、現在も自転車を乗せて北と南を行き来している状況は把握しており、今後設置するエレベーターも自転車が入るサイズを考えている。
- ・右上の道路の矢印の意味は、ここから入ってくる車は左にしか行けないという意味である。道路自体は、一方通行ではなく両方向へ進める。

(事務局)

- ・一般車待機所で運転手の降車を禁止し、乗降スペースへ移動させて乗車させというルールが守れるか心配である。事故等がないよう、やるなら徹底してやらなければならない。運転者が降りていても何も言われなければ、違法駐車が必ず発生する。守山駅には30分まで無料の待機場所が8台分ほどあるが、30分経ったら一度出庫して、移動させ引き続き駐車を繰り返す車があり、そのような使い方をする人がでてこないか心配である。また、パチンコ店の前の一般車乗降スペースに、いつもマイクロバスや会社の送迎バス等が停まっていれば、そこがマイクロバス等の専用スペースと錯覚されるかもしれない。
- ・現在のエレベーターは、自転車を入るといっばいになり、他の利用者との揉め事になりかねないので、自転車を入れるときのルールなどエレベーターの利用ルールを周知させ、表示していただきたい。

(委員)

- ・本日は形状について検討していただいておりますが、ご指摘の通り、利用のしかたや周知のやり方については、次の課題として検討していきたいと考えている。

(事務局)

- ・既存エレベーター側にも階段を付ける構想はないか。
- ・西側の一般車乗降スペースまでシェルターが続くのが理想であるが、できないのであれば、せめてコーナー付近の歩道の広い所には、待合い・休憩施設が必要である。

(委員)

- ・駅舎エレベーター側にも、階段があればあるにこしたことはないが、敷地条件上、整備が難しい。
- ・ワシダ不動産付近の角の広いスペースに東屋が必要との意見があるのであれば、検討をしていきたいと考えている。

(事務局)

- ・南北への通行は駅舎の自由通路を利用すれば可能であるが、通勤時等は相当な人が出入りするのでは、南北をつなぐ地下道を整備する計画はないか。

(委員)

- ・北口と南口の連絡通路を地下道にしてはどうかについては、中心市街地整備構想という全体としての大きな構想の中では持っていたが、費用の問題や住居移転等のからみもあり、今すぐの実現は困難である。北口と南口の具体的な整備計画においては、各々ローリーの利便性や安全性の向上を目的としており、今のところ地下道の計画はない。

(事務局)

- ・ロータリーが整備された後は、現状の防犯カメラの位置を変えていくのか。

(委員)

(次項へ続く)

委員による意見交換 (野洲駅北口駅前広場整備計画(案)について)

- ・現在は、階段の所とトイレ前の自動販売機の所に防犯カメラを設置している。ただ、この整備によって状況が大きく変わって、死角ができるのであれば増設しなければいけないと考えており、状況を見ながら判断したい。

(事務局)

- ・歩道はどうしても 3.5mの幅員を確保しないといけないか。シェルターの柱のところだけ 50cm狭くするという事で整備できないのか。
- ・一般車待機所からの見通し、緑の丸で樹木の絵があるが、運転席から乗降客が見えるのかどうか。
- ・野洲駅のコンコースと直結することになるが、JRと話についているか。

(委員)

- ・設置の運用指針の中で、幅員 3.5mを確保することが定められており、3.5m内にシェルターを設置することはできない。ただし、幅員に余裕のあるところについては、東屋などの設置を検討していきたいと考えている。
- ・樹木については、既存のクスノキを移植できると考えており、見通しのことは今後の課題と考えている。
- ・コンコースについて、JRは基本的な部分においてに了解できるということであるが、今日の検討会で了承されれば正式に協議を進めていきたい。

(事務局)

- ・マイクロバスが、待機所からパチンコ店前の一般車乗降スペースに停車する際に、ロータリーを一周しなくてもよいのか。
- ・また、パチンコ店前の一般乗降スペースにマイクロバスが一番前に停車した際に、円滑に走行車線に出られるか。

(委員長)

- ・マイクロバスが、待機所から出て直接一般車乗降スペースに着けられることは、車の軌跡図で確認している。
- ・一般車なら一番前に着けても円滑に出られるが、大型バス等はバス乗降場に路線バスが停まっていなければ出ることができる。

(事務局)

- ・路線バスがいつ停車しているか分からないので、マイクロバス等の経路や停車位置を徹底しておくことも必要ではないか。

(委員長)

- ・配置等計画が承認されれば、次に利用の仕方ということで、他の指摘等も含めモラルの問題もあるが、どのように誘導していくかが課題と考えている。

(事務局)

- ・障害者用乗降スペースは、右下から来た場合は円滑に停車できるが、その他から進入した場合は停車が困難ではないか。

(委員長)

- ・ロータリー内からの車両は、ゼブラを使って後退して停車することになる。

(事務局)

- ・それなら、障害者用乗降スペースをゼブラの方へ前出ししてはどうか。

(委員長)

- ・今後、検討する

(事務局)

(次項へ続く)

委員による意見交換 (野洲駅北口駅前広場整備計画(案)について)

- ・一般車待機所は、交通ルールから考えて右側停車よりも左側停車の方が一般的であり、より安全で良いのではないか。
- ・一般車待機台数 6 台の必要性を教えて欲しい。

(委員)

- ・左側停車が一般的であるが、一般車待機所への進入しやすさと出る時の安全性の観点から右側停車を提案させてもらっている。右側停車については、他事例も確認している。
- ・一般車待機台数 6 台については、現況の駅前広場のスペースは限られているので、確保できる最大の台数ということである。

(事務局)

- ・照明灯やシェルター照明などをつくるのはいいが、照明代金はどこがもつのか。

(委員)

- ・既存シェルターの照明における電気代は市で負担しており、整備後も市で負担する考えである。

(事務局)

- ・車両が進入してからロータリー内をぐるぐる回らなければならないのか。また、西側の一般車乗降スペースは、待機所から遠くシェルターもないのであまり使われなくなるような気がする。この計画でいくなら、西側に一部分でも是非シェルターをつくっていただきたい。

(委員)

- ・一つの案としては、角の付近に東屋的なものを提案しようと考えている。連続性がなくても幅員が 4.0mのところだけでも屋根が欲しいというのであれば、道路を横断する所や出入り口以外の高さ 2.5mでいけるところはどこか検討してみたい。

(事務局)

- ・いろいろ意見が出たが、野洲駅北口駅前広場整備計画(案)について承認いただけるか。

(委員長)

- ・きちんとしたルールづくりができれば問題なく、このまま進めていただいて結構と考えるが、皆さんはいかがか。

(副委員長)

- ・異議がないので、承認されたものとする。

(委員長)

委員による意見交換 (実施設計方針の確認について)

- ・タクシー乗り場と降り場との横断防止柵はない方が助かると思う。現在は、乗り場が 2 台、その後ろに少し開いて降り場が 1 台ある。横断防止柵があると 1 台ずつしか乗れず、客が多い時効率が悪い。
- ・また、タクシー乗降場と一般道路の舗装の色分けをお願いしたい。

(委員)

- ・指摘の箇所の横断防止柵については、より利用面しやすい形に検討する。
- ・舗装の色分けについても、南口と同様に可能と思う。

(事務局)

(次項へ続く)

委員による意見交換（実施設計方針の確認について）

- ・照明については、資料に提示するようなものをイメージしており、このロータリーの中で設置する照明の電気代は、市の負担とする。

（事務局）

- ・鈴蘭灯については、現在と同じ考え方で自治会の負担か。みんなで利用するものであるし、財政難でもあるので、鈴蘭灯の電気代も市で負担してもらえよう考えてほしい。

（委員）

- ・身障者用の乗降スペースのところの車止めは、車椅子の利用を考えると無い方が良いのではないか。また、一般車乗降スペースにも車止めがあるが、身障者用は1台だけなので、そこ以外の一般車乗降スペースを身障者が利用することもあると思うので、車椅子の利用を考慮して、車止めの設置間隔をよく考えていただきたい。

（委員）

- ・車椅子等の利用を考慮して、車止めの設置間隔等を検討する。

（事務局）

- ・エスカレーターは、国の補助金が必要との説明であったと思うが、補助金が出なければ付けられないという意味なのか。

（委員）

- ・エスカレーターの設置だけで1億円程度かかる予定である。北口も南口も、国の社会資本整備交付金を使うということで、55%の交付金を受けることができる。残り45%の7割ほどが合併特例債となり、市の持ち分が少なくすむ。現在、北口にはエスカレーターが1基あり、さらにもう1基付けることの必要性や費用対効果を国、県に調整していくが、認めてもらえるよう説明資料を作り、説明して補助対象となるよう目指す。

- ・ただ、補助対象にならないとなった場合は、それでもするかしないかは、次の選択になってくる。その段階で、再度議論が必要を考えている。

（事務局）

- ・エレベーターについても同様か。

（委員）

- ・エスカレーターがあった方が良くというものに対して、エレベーターは横断歩道橋を整備した際に必要不可欠なものなので、設置できると考えている。

（事務局）

- ・歩道内に植栽帯を作るのなら、あまり小さなもの作らないで欲しいと思っている。雑草も生えてくるだろうし、空き缶が捨てられたり、ゴミのたまり場になってくる可能性もあるので、その辺の維持管理の問題も考慮して作ってほしい。

（委員長）

- ・自転車の通行はどうなるのか。自転車のカラーゾーンがあるのか、あくまで自歩道と扱うのか。

（委員）

- ・広場内については、すべて歩道として考えている。自転車について、乗っていただく場合は車道に出ていただくことになる。京セラ前の北口線については、青のラインで自転車歩行者道の整備をしているが、駅前広場内は歩道として扱っている。自転車歩行者道としない限りは、自転車は車の一種となるので本来歩道を通ってはいけないものという扱いを受ける。自転車を押していただく分については、歩道を通っていただけると考えている。

（事務局）

（次項へ続く）

委員による意見交換 (実施設計方針の確認について)

・「実施設計方針の確認」の「確認」とは、この方針で進めていっていいかどうかを確認するということか。

(委員長)

・資料の内容で提案するので、方向性として良いか確認していただくということである。意見をいただいたものについては、検討し次回提示したいと思っている。

(事務局)

・一般車待機所から駅舎に向かっての見通しと関連するが、植栽は南口のイメージと同じと考えてよいか。

(副委員長)

・緑化のイメージは南口と同じで考えている。詳しくは、次回提示する予定である。

(事務局)

・いずれにしても、ルールをきちんと作って、きちんと守っていただかないといけない。ルールづくりが本当に大変だと思うので、徹底されることをお願いしたい。

(副委員長)

・植栽帯の構造について、南口は50cmのマウンドアップとしていないが、北口は石積みでマウンドアップとするのか。

(委員長)

・南口とは異なる構造とする。

(事務局)

・実施設計方針については、皆さんに確認されたものとする。

(委員長)

■今後の予定

・次回は、10月下旬頃に調整する。